

障害理解出前講座について

1 目的

- 令和6年4月施行の障害者差別解消法の改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことに伴い、合理的配慮等の事例集を作成して令和7年3月に発行した。
- 今後については、事業者が事例集の内容の理解や、実践するにあたっての不安を解消することの支援を行っていく必要がある。
- こうした支援が必要な事業者に対し、障害理解の出前講座を実施することにより、事業者による合理的配慮の理解を深め、実践を促進していくことを目的とする。

2 方向性と内容

- 今後継続して実施していくにあたって、より効果的な出前講座としていくために、令和7年度は試験的な取組として進めていきたい。
- そのため、令和7年度の出前講座の内容（案）は以下のとおり。
- (1) 対象者
市内事業者
- (2) 実施方法
市職員による出前講座。座学形式を予定している。
- (3) 講座内容
テキストとして「合理的配慮等の事例集」を使用し、障害理解・差別解消についての基礎的な理解を深める内容とする。
 - ・ 法・条例の概要
 - ・ 障害特性の解説
 - ・ 事例紹介（合理的配慮の提供、不当な差別的取扱い）
 - ・ 助成制度の紹介等

3 スケジュール

令和7年度								
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
出前講座 実施の検討 (協議会)	講座内容の作成、決定		実施先の選定、依頼			実施準備		出前講座 実施 (協議会)

4 その他

- 出前講座を行った事業者からのフィードバックを蓄積していく。今後、出前講座への事業者のニーズを把握しながら、内容を充実させていくことを予定している。